3　人事、教育、研修等

⑴　要員管理

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの運用保守に必要な人員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの作成及び振替機関システム又は口座管理機関システムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。

⑵　教育及び研修

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムを開発、運用保守及び利用する職員に対し、振替機関システム又は口座管理機関システムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施し、必要な知識を習得させること。

⑶　問合せ窓口の設置

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムを利用する職員を支援するための操作等に関する問い合わせ窓口を設置する等、誤操作等の発生を防止するための措置を講ずること。

4　緊急時体制

⑴　作動停止時における事務処理体制

ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により振替機関システム又は口座管理機関システムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画並びに振替機関、口座管理機関及び発行者等の間、また、振替機関及び口座管理機関がそれぞれ委託先事業者との間の連絡方法等について定めること。

イ　振替機関及び口座管理機関は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、連絡方法等の確認を行うとともに、それぞれ委託先事業者とも同様の確認を行うこと。

⑵　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制

ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、データの漏えいその他これに準ずる事態の発生のおそれがある場合の行動計画（振替機関システム又は口座管理機関システムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）並びに振替機関及び口座管理機関の間、また、振替機関及び口座管理機関がそれぞれ委託事業者との間の連絡方法等について定めること。

イ　振替機関及び口座管理機関は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、連絡方法等の確認を行うとともに、それぞれ委託先事業者とも同様の確認を行うこと。

第３　振替機関システム及び口座管理機関システムの環境及び設備

1　建物及び重要機能室

⑴　建物等への侵入の防止等

ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムに係る建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）を国内に設置すること。

イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ウ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、建物等への不当な侵入を検知・記録するための措置を講ずること。

エ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

オ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

⑵　重要機能室の配置及び構造

ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室の配置及び構造について、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室について、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ウ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。

エ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、電子計算機室を他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、管理する振替機関サーバ又は口座管理機関サーバ及び電気通信関係装置を厳重に固定し、専用保管庫により施錠保管すること。

オ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、電子計算機室の常時利用する出入口を限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。

2　障害の防止等

⑴　電気的及び機械的障害の防止等

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器又は関連設備の電気的及び機械的障害の発生を防止し、検知するため、及びこれらの障害が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

⑵　水又は蒸気による障害の防止等

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器又は関連設備の水又は蒸気による障害の発生を防止するため、これらの障害の発生を検知するため、及びこれらの障害が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

⑶　火災の防止等

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、建物等からの出火の防止のため、必要な措置を講ずること。また、建物等の火災による振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器又は関連設備の損傷を防止するため、火災の発生を検知するため、及び火災が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

⑷　地震対策

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、地震による建物等又は振替機関システム若しくは口座管理機関システムの構成機器若しくは関連設備の損傷を防止するため、及び地震が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

⑸　急激な温湿度変化等に対する措置

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、空気調和設備について、その容量に配慮し、急激な温湿度変化等に対する措置を講ずること。

⑹　転倒、移動等に対する措置

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器及び関連設備に、転倒、移動等に対する措置を講ずること。

⑺　その他の障害の防止等

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、動物その他による障害を防止するため、これらの障害の発生を検知するため、及び障害が発生した場合の対策を図るため、必要な措置を講ずること。